

独立行政法人国立印刷局の会計監査人について

この度、財務大臣から令和5年度の独立行政法人国立印刷局（以下「国立印刷局」という。）の会計監査人として、有限責任あずさ監査法人を選任した旨通知がありました。

なお、国立印刷局における会計監査人候補者名簿作成の経緯は、次のとおりです。

1 候補者名簿の作成経緯

令和5年度の国立印刷局の会計監査人候補者名簿作成に当たり、国立印刷局ホームページ上において、令和5年度から令和7年度までの複数年度の選定を前提とした企画書の公募を行ったところ、1監査法人から応募がありました。

2 審査結果

応募のあった1監査法人の企画書について、会計監査人候補者審査委員会（内部審査委員7名及び外部審査委員1名）において選考基準に基づき審査を行った結果、有限責任あずさ監査法人を候補者名簿に記載し、財務大臣に提出いたしました。

応募者名	総得点（800点満点）
有限責任あずさ監査法人	696点

3 選考基準

別紙のとおり

問合せ先

財務部財務課（担当：引地）

電話 03-3587-4235

会計監査人候補者選考基準

国立印刷局の会計監査は、

- ① 独立行政法人会計基準に基づく監査である
 - ② 他の独立行政法人とは異なり、規模の大きな製造業を営む法人である
- という事情を踏まえ、以下を基本として、別紙のとおり審査項目及び配点を設定し、各審査委員が個別に採点した結果(合計点)をもって選考する。

(1) 監査法人の概要

- i 独立行政法人会計基準及び企業会計原則を理解していること
- ii 他の独立行政法人、同規模以上の企業の監査を行った実績があること
- iii 品質管理体制が適切であること

(2) 監査の実施体制等

- i 監査計画が印刷局の事業内容に対応するリスクを勘案していること
- ii 監事及び内部監査部門との連携が図られていること
- iii 監査チームの編成内容が適切であること
- iv 監査日程、実施方法(監査計画において、監査の日数が適切であり、各工場での監査も含まれていること。また、バックオフィスから適切な支援を受けて監査を行うこと等)

(3) 監査費用等

- i 執務総日数と監査計画の整合性
- ii 監査費用における積算の合理性
- iii 執務日数の変更に伴う費用の積算方法等

(4) ワーク・ライフ・バランス等の推進

女性活躍推進法に基づく認定状況(えるぼし認定及びプラチナえるぼし認定)、次世代法に基づく認定状況(くるみん認定及びプラチナくるみん認定)及び若者雇用促進法に基づく認定状況(ユースエール認定)